

# 中山間地域等における小規模事業所加算 算定フローチャート

訪問入浴介護

Q1

事業所が、中山間地域等に所在しますか？  
(別添「中山間地域等一覧」参照)

NO → 非該当

YES

Q2

20年4月～21年2月の一月当たりの  
平均延訪問回数が、20回以下でしたか？

(予防訪問入浴介護の場合は、一月当たりの  
平均延訪問回数が、5回以下でしたか？)

NO → 非該当

YES

Q3

加算対象事業所に該当しますので、届出書等の提出が必要です。  
加算を算定しますか？

10%up

算定する

算定しない

提出書類	提出書類
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (様式第1号)	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (仮様式第2号、3号)	
前年度の訪問回数等が分かる書類 (任意様式)	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について (様式第4号)